

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進表彰 募集要項

第1 概要

この要項は、令和5年4月1日に施行した、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」に基づき、県産材の利用の促進に関し顕著な功績があると認められる者のうち、優れた建築物等に携わった者を表彰するにあたり、その募集について必要な事項を定めるものです。

第2 募集部門

募集する部門は次のとおりです。

I 木造建築部門

平成19年4月1日から令和6年3月31日までに建築され、ぎふ証明材等(※)を、一部又は全部に使用し専用住宅ではない木造建築物を建築した施主(所有者)、設計者及び施工者

II 木質化部門

専用住宅ではない建築物の内装又は外装について、平成19年4月1日から令和6年3月31日までにぎふ証明材等を一部又は全部に使用して木質化した施主(所有者)、設計者及び施工者

III 木製品部門

ぎふ証明材等を一部又は全部に使用した木製品で、令和6年3月31日までに販売されている製品の製造者

(※) ぎふ証明材等：「岐阜証明材推進制度」に基づき認証された木材又は「森林認証制度」に基づき県内のFM認証森林で伐採され、C o C 認証事業体により製材・加工・流通が行われた木材

第3 応募条件

- 1 応募する建築物等は各法令等を遵守したものである必要があります。
- 2 木造建築部門及び木質化部門の応募者は、建築物の施主(所有者)、設計者、施工者の各者の同意のうえ、連名で応募してください。

第4 募集期間

令和6年3月19日(火)～令和6年5月31日(金)(必着)

第5 応募方法

- 1 応募は、下記の岐阜県公式ホームページから応募に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記載のうえ提出してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/351736.html>

岐阜県 県産材利用促進表彰

検索

クリック

- 2 提出書類は、部門ごとに次のとおりです。
 - I 木造建築部門 様式第1号、ぎふ証明材等の使用量が分かる書類
 - II 木質化部門 様式第2号、ぎふ証明材等の使用量が分かる書類
 - III 木製品部門 様式第3号、ぎふ証明材等を使用していることが分かる書類
- 3 提出書類は、すべてPDFにデータ化してください。
- 4 応募は、下記メールアドレスまで、電子メールにてデータを提出してください。
c11545@pref.gifu.lg.jp (岐阜県林政部県産材流通課)
※受信可能なデータの容量は5MBまでです。データの容量が大きい場合は、第10
の問合せ先までご相談ください。

第6 表彰

- 1 表彰は次のとおりです。
 - (1) 最優秀賞 各部門1点以内
 - (2) 優秀賞 各部門2点以内
- 2 上記の他、特別賞を設ける場合があります。
- 3 表彰式は、令和6年11月頃(岐阜市内)を予定しています。

第7 選考方法

- 1 選考は、応募書類に基づき、県産材の活用度合、波及効果、意匠性等、県条例への適合等について総合的に判断します。
- 2 選考にあたり、現地確認や実物確認をさせていただくことがあります。

第8 個人情報等の取扱

- 1 提出書類により取得した個人情報は、この表彰に必要な事務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 2 提出書類で使用する写真の被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原作者等の権利者から使用許諾・承認を得るものとします。
- 3 県は、表彰結果の公表及び県産材の利用推進に関連する広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で使用できるものとします。

第9 その他

- 1 同一の応募者からの応募は、各部門1点以内でお願いします。
- 2 第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害すると判断されるものや、法令違反等の表彰にふさわしくない事柄が判明した場合は、表彰を取り消す場合があります。
- 3 提出資料の取りまとめの際に支障があるため、提出書類の書式については、変更しないようお願いいたします。
- 4 提出書類に記載の情報及び写真についての公共印刷物等(表彰事例集、岐阜県公式ホームページ等)への使用権は、県に帰属します。

- 5 被表彰者の決定に係る選考等は、非公表とします。
- 6 岐阜県の県有施設は応募できません。

第10 問合せ先

岐阜県林政部県産材流通課木造建築推進室消費対策係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL : 058-272-8487 (直通)

FAX : 058-278-2705

E-mail : c11545@pref.gifu.lg.jp